○奈良県警察交通巡視員の服制に関する訓令

（昭和46年１月20日本部訓令第１号）

［沿革］　昭和52年７月本部訓令第10号、平成２年12月第17号、７年４月第16号、14年２月第３号、９月第19号、22年５月第11号、28年９月第19号改正

（目的）

第１条　この訓令は、交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第７号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、奈良県警察交通巡視員（以下「交通巡視員」という。）の服制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（制式等）

第２条　交通巡視員の被服及び装備品の制式は、規則その他別に定めのあるもののほか、別表のとおりとする。

（着用期間）

第３条　次の表の左欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。ただし、警察本部長は、気象状況その他の事情により必要があるときは、これを変更することができる。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ	12月１日から翌年３月31日まで
合服、合活動服、合帽子、合活動帽子、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイ	４月１日から５月31日まで及び 10月１日から11月30日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	６月１日から９月30日まで

（服装等）

第４条　交通巡視員は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、ベルト、白色手袋及び靴を着用し、交通巡視員章、識別章、白色警笛つりひも（つり環に警笛を付けるものとする。）及び左上腕部に交通腕章を着装するとともにショルダーバッグを携行しなければならない。

２　制服のうちベストの着用並びにタイトスカート及びズボンの着用の選択については、交通巡視員の任意によるものとする。ただし、儀式、祭典その他儀礼的な行事に従事し、又は出席する場合はタイトスカートを着用するものとし、ベストの着用については、所属長がその都度指示するものとする。

３　交通巡視員は、必要により防寒服、雨衣及び耐刃防護衣を着用することができる。

４　交通巡視員の防寒服は、規則別表に定める防寒服第１種とする。ただし、次条の規定に基づき活動服を着用するときは、同表に定める防寒服第２種を着用することができる。

５　交通巡視員の雨衣は、規則別表に定める雨衣第１種及び第２種とする。

（活動服の着用）

第５条　所属長は、業務の遂行上必要であると認めたときは、交通巡視員に活動服、活動帽及び活動ネクタイを着用させることができる。

（服装の基本）

第６条　前条の規定にかかわらず、交通巡視員は、次の各号に掲げる勤務を行う場合その他専ら県民に応接して勤務を行う場合は、活動服、活動帽及び活動ネクタイは着用しないものとする。

(1) 交通指導取締りに従事するとき。

(2) 交通安全教育その他交通安全に関する各種講習に従事するとき。

(3) 警衛及び警護に従事するとき。

(4) 受付において勤務するとき。

(5) 儀式、祭典等の式典に従事又は出席するとき。

(6) 点検、教練及び学校教養に参加するとき。

（上衣の省略等）

第７条　交通巡視員は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣を着用して勤務するときは、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。次項において同じ。）を着用することができる。

２　交通巡視員は、次の各号に定める場合は、制服上衣（夏服を除く。）及びベストを着用しないで、当該各号に定める服装により勤務することができる。

(1) 屋内で勤務する場合（県民に応接して勤務する場合を除く。）制服用ワイシャツ又は白色のワイシャツ

(2) 屋外で勤務する場合　制服用ワイシャツ

（服装等の一部省略）

第８条　交通巡視員は、室内で勤務するときは、制帽、活動帽及び白色手袋を着用しないものとする。

２　交通巡視員は、次の各号に掲げる場合は、ショルダーバッグを携行しないものとする。

(1) 交通整理に従事するとき。

(2) 室内で勤務するとき。

(3) 所属長が携行させる必要がないと認めたとき。

3　交通巡視員は、名札を着用しているときは、識別章を着装しないことができる。

（例外規定）

第９条　所属長は、交通巡視員にこの訓令に定める服装と異なる服装をさせる必要がある場合は、警察本部長の承認を受けなければならない。

附　則

この訓令は、昭和46年1月20日から施行する。

附　則　（昭和52年7月19日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和52年7月19日から施行する。

附　則　（平成2年12月5日本部訓令第17号）抄

（施行期日）

1　この訓令は、平成2年12月5日から施行〔中略〕する。

附　則　（平成7年4月28日本部訓令第16号）

この訓令は、平成7年4月28日から施行する。

附　則　（平成14年２月１日本部訓令第３号）

この訓令は、平成14年２月１日から施行する。

附　則　（平成14年９月27日本部訓令第19号）抄

（施行期日）

1　この訓令は、平成14年10月１日から施行する。

附　則　（平成22年５月11日本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年５月11日から施行する。

附　則　（平成28年９月26日本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年10月１日から施行する。

別表（第2条関係）

<table>
<tr><td>種　　別</td><td colspan="2">制　　式　　等</td></tr>
<tr><td>規則別表のエンブレムの図柄</td><td colspan="2">奈良県警察官の服制に関する訓令（平成２年12月奈良県警察本部訓令第17号。以下「警察官の服制訓令」という。）別表第１に定めるエンブレムの図柄とする。</td></tr>
<tr><td>ベ　　ル　　ト</td><td colspan="2">警察官の服制訓令別表第１に定めるベルトとする。</td></tr>
<tr><td>白色警笛つりひも</td><td colspan="2">１　警察官の服制訓令第１に定める白色警笛つりひもとする。
２　警笛の収納箇所は、次に掲げる制服の区分に応じ、それぞれ次に掲げる箇所とする。
(1) 冬服及び合服　上衣の右腰部ポケット
(2) 夏服　ベストの右腰部ポケット（ベストを着用しない場合にあっては、上衣の右胸部ポケット）</td></tr>
<tr><td>交　通　腕　章</td><td colspan="2">警察官の服制訓令別表第1に定める交通腕章とする。</td></tr>
<tr><td>ショルダーバック</td><td>黒色の革又は合成皮革とする。
角箱型とし、ふたはホック口金１個で留め、内側にポケットを設け、肩かけひもを付ける。</td><td>略</td></tr>
<tr><td>耐刃防護衣</td><td colspan="2">警察官の服制訓令別表第１に定める耐刃防護衣とする。</td></tr>
</table>